

令和6年□□月××日

（宛先）旭川市長

就業証明書（就業タイプ）【記載例】

所在地 旭川市7条通9丁目48番地
事業者名 株式会社あさひかわ
代表者名 代表取締役 ○○ ○○
電話番号 0166-25-6212
e-mail asahikawa@~
担当者名 人事部 △△ △△

担当部署のご担当者名をご記入ください

次のとおり、相違ないことを証明します。

なお、旭川市産業人材確保型U I Jターン支援金の交付に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、旭川市の求めに応じ、提供することについて、勤務者の同意を得ています。

勤務者氏名	旭川 太郎
勤務先所在地	旭川市7条通9丁目48番地
勤務先電話番号	0166-25-6212
雇用年月日	令和6年4月1日
雇用契約等の要件確認 ※右記に該当しない場合、支援金の対象となりません。	<input checked="" type="checkbox"/> 新規の雇用である。 <input checked="" type="checkbox"/> 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 週20時間以上の無期雇用又は法人役員として従事
事業者の要件確認 ※右記に該当しない場合、支援金の対象となりません。	<input checked="" type="checkbox"/> 官公庁等（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業を行う者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用保険の適用事業者である。
勤務者と代表者等の経営を担う者との関係 ※右記に該当しない場合、支援金の対象となりません。	<input checked="" type="checkbox"/> 3親等以内の親族ではない。

いずれも☑が付いていないと支援金の交付対象になりません。

※ □部分については、該当するものにレ印を記入してください。

※ 記載内容の確認のため、後日連絡することがありますので、御了承ください。

（裏面もご覧ください）

就業証明書を発行される事業者の皆様へ

本支援金は、旭川市への移住定住を促進し、産業人材の確保を目的として、上川管内以外の自治体から転入した方が、市内で就業された場合などに交付する制度です。

また、支援金の交付を受ける方については、5年間は旭川市内に居住する必要があります。この期間内に市外へ転居した場合には、原則として支援金の返還義務が生じることとなります。そのため、転入から5年以内に市外事業所へ転勤となる場合には、支援金を返還いただくこととなりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

その他本書類の記載方法、制度の詳細等について不明な点がありましたら、お問い合わせください。

問合せ先 旭川市地域振興部地域振興課

電話 0166-25-6212

e-mail chiikishinko@city.asahikawa.lg.jp